会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条の規定に基づく

当社と住重プラントエンジニアリング株式会社との吸収合併に係る事前備置書類

（存続会社）

２０２０年２月１９日

住友重機械工業株式会社

代表取締役　下村　真司

合併に係る事前開示書類

会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条の定めに従い、以下のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．合併契約書の内容

別紙１「合併契約書」のとおりです。

２．合併対価及び割当の相当性に関する事項

当社は住重プラントエンジニアリング株式会社の発行株式全部を所有しているため合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

３．新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社（住重プラントエンジニアリング株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

②臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社（住友重機械工業株式会社）について次に掲げる事項

①最終事業年度の末日後に生じた重要な財産等の処分等

該当事項はありません。

②最終事業年度がないときは、吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表

該当事項はありません。

６．債務履行の見込みに関する事項

当社及び吸収合併消滅会社の直近の貸借対照表をもとに、資産の額及び負債の額等について検討した結果、合併の効力発生日以後における当社の債務については、その履行の見込みは充分あるものと考えております。

７．吸収合併契約等備置開始後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第１９１条第１号から第６号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更が生じた際は、別紙として追加します。

２０２０年２月１９日

住友重機械工業株式会社

代表取締役　下村　真司



合　併　契　約　書

住友重機械工業株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目１番１号。以下「甲」という）と、住重プラントエンジニアリング株式会社（住所：東京都品川区西五反田七丁目２５番９号。以下「乙」という）とは、合併に関し以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（本件合併に際して発行する株式等）

第２条　甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、新株式を発行しないものとし、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

（資本金及び準備金）

第３条　甲は、本件合併により資本金及び準備金を増加しない。

（効力発生日）

第４条　本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020 年４月１日とする。但し、甲及び乙は、本件合併手続の進行上の必要に応じ、協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第５条　乙は、2019 年９月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産及び負債並びに権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

（善管注意義務）

第６条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う際には、甲乙事前に協議し合意の上これを行う。

（従業員の引継）

第７条　甲は、本件合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

（本件合併条件の変更及び本契約の解除）

第８条　本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときには、甲乙協議の上、本件合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第９条　甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

2019 年 12 月 26 日

甲：住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎二丁目１番１号
代表取締役　下村　真司

乙：住重プラントエンジニアリング株式会社
東京都品川区西五反田七丁目２５番９号
代表取締役　松村　史朗

上記は原本と相違ありません。

東京都品川区大崎二丁目1番1号
住友重機械工業株式会社
代表取締役社長　下村真司

別紙２

作成日：令和元年5月8日

第３３期　事業報告書

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

住重プラントエンジニアリング株式会社

東京都品川区西五反田７丁目２５番９号

代表取締役　松村　史朗

～ 目 次 ～

１．会社の現況に関する事項

（１）　全般の概況
（２）　設備投資の状況
（３）　資金調達の状況
（４）　対処すべき課題
（５）　財産及び損益の状況の推移
（６）　重要な親会社及び子会社
（７）　主要な事業内容
（８）　主な事業所等
（９）　従業員の状況
（１０）事業の譲渡、合併等の企業再編行為等

２．会社の株主に関する事項

３．会社役員に関する事項

４．業務の適正を確保するための体制

１．会社の現況に関する事項（平成３１年３月３１日現在）

（１）全般の概況

当期における我が国の経済は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

このような経営環境のもと、当社は住友の事業精神を基本とし、品質向上とコストダウンに注力してまいりました。

この結果、当期の売上高は８，８４３百万円（前年度比１９％増）、経常利益高は１，７０４百万円（前年度比１％増）、当期純利益は１，１２３百万円（前年度比３％増）と推移いたしました。

（２）設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主なものは、プレス機電源変圧器設置電気工事費となります。

（３）資金調達の状況

当社は金融機関等からの借り入れはなく、自己資金にて運営しております。

（４）対処すべき課題

今後の経済情勢は、緩やかな景気の回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響懸念が残っております。

このような状況下で、当社は以下の年度方針に沿って、諸施策を遂行してまいります。

①安全衛生、環境、コンプライアンスはすべてに優先
②顧客価値第一
③各機種技術の強化と継承
④組織体制の強化
⑤サービス事業の海外展開

（５）財産及び損益の状況の推移

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
売上高（百万円）	6,737	6,804	7,418	8,843
営業利益（百万円）	1,770	1,697	1,523	1,699
経常利益（百万円）	1,764	1,698	1,682	1,704
当期純利益（百万円）	1,141	1,102	1,095	1,123
1株当たりの当期純利益（円）	1,139,860	1,101,300	1,094,013	1,122,070
総資産（百万円）	6,682	6,788	7,658	8,394

（６）重要な親会社及び子会社
①親会社との関係
当社の親会社は住友重機械工業株式会社で、同社は当社の株式１，００１株(出資比率１００％)を保有しております。
②重要な子会社の状況
該当ありません。

（７）主要な事業内容
新規設備の設計・製作・調達・工事および補修・改造工事、定検工事、点検工事各種部品の供給、設備診断、分析、解析業務

取扱品目
①ＣＦＢボイラーサービス
②灰処理設備
③集じん設備
④蒸発・濃縮・晶析設備
⑤脱臭設備
⑥紙・パルプ関連設備

（８）主な事業所等
①本　社　　：東京都品川区西五反田７丁目２５番９号
②新居浜工場：愛媛県新居浜市惣開町５番２号

（９）従業員の状況
従業員数：８１名
平均年齢：３９歳
平均勤続年数：６．２年

（１０）事業の譲渡、合併等の企業再編行為等
該当ありません。

２．会社の株式に関する事項（平成３１年３月３１日現在）

（１）発行可能株式総数：３，２００株
（２）発行済株式の総数：１，００１株
（３）株主数：１名
（４）大株主　株主名：住友重機械工業株式会社　持株数：１００１株

３．会社役員に関する事項（平成３１年３月３１日現在）

地位及び担当	氏　名
代表取締役社長	松村 史朗
取締役（環境技術部長 兼 企画管理部長）	増田 浩二
取締役（ＣＦＢサービス部長）	佐藤 伸一
監査役	平岩　整

①監査役　平岩 整　は社外監査役であります。

4．業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役会において業務の適正を確保するための基本方針を『ＳＰＥ内部統制システム構築の基本方針』として決議しております。（２０１５年６月１日改訂）

Ⅰ．目的

本方針は、当社の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、運用することにより、事業グループの企業価値の向上と持続的な発展を図ることを目的とする。

Ⅱ．基本方針

１．当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

（１）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針の決定を行うとともに、その有効性を適宜検証し、当社の内部統制システムの絶えざる向上・改善を図る。

②当社の経営上の重要事項は、取締役会で審議・決定され、住友重機械グループとしての経営に影響を及ぼす事項については、住友重機械工業の管轄事業部（以下事業部）の幹部会及び必要な場合は住友重機械工業本社（以下本社）の経営戦略委員会等に上程する。

③当社は、住友重機械グループ経営管理に関する規程に基づき、経営上の重要事項について事業部門に事前に協議または報告する。

④当社の監査役は当社の内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務執行が適正に行われていることを監査する。

（２）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。

（３）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、内部統制推進体制を構築し、リスク管理を推進する。

②各リスクに対しては、責任者を設定し統轄させるとともに事業部及び本社主管部門の指導を受け、リスクの低減を図る。

③当社は、緊急事態が発生した場合には、規程に従い直ちに社内，事業部門及び本社の必要な関係者に報告し、適時に適切な対応を取るものとする。

（４）当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を行うために、必要な体制を整備する。

②当社、事業部門または本社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査する。

（５）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、職務を効率的に遂行するために、組織規程に基づき組織の職務分掌と責任者を定め、各組織における職務の執行状況や問題点を取締役会、幹部会等に報告させる。

②当社は、各組織の責任者に決裁権限規程等を周知し、その運用を徹底させる。

③当社の中期経営計画および年度予算は、取締役会で決議し、事業部門長の承認を得た上で執行される。また、その進捗状況および業績は、取締役会、幹部会及び事業部門の幹部会等に報告される。

（６）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、総括内部統制推進者がコンプライアンスに関する基本方針を決定し、内部統制推進体制を通じてその徹底を図るものとする。

②当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、必要に応じ、取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。

③当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。

④当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。また、通報窓口には事業部門の内部統制推進者及び本社内部統制本部も加えるものとする。

⑤当社の使用人の職務執行については、当社、事業部門または本社主管部門による監査を行い、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

２．当社の監査役の職務の執行のための必要な事項について

（１）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会にて当該責任者および担当者を決定し任命する。

（2）当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。

（3）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

（4）当社の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ａ．当社の監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会，幹部会その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。

ｂ．当社の取締役及び使用人は、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社または事業部門の内部統制推進者を通じて、本社の当該事項の主管部門及び当社の監査役に報告するものとする。

ｃ．当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。

②前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は社内規程により、内部通報を行ったことまたは当社の監査役及び本社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。

（5）その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の取締役、当社の監査役が当社及び事業部門の管理部門、本社の内部監査部門、内部統制部門、及び会計監査人等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。

②当社の監査役は、法令、定款またはコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、本社監査役へ報告するものとする。

Ⅲ．本方針の改廃

本方針に見直しの必要が生じた場合は、取締役会の決議により改定するものとする。

決　算　報　告　書

第３３期
２０１８年度第４四半期決算

自　　平成　30年　　4月 1日
至　　平成　31年　　3月31日

会　社　名　住重プラントエンジニアリング株式会社
住　　所　東京都品川区西五反田7丁目25番9号
代表取締役　松村　史朗
電　　話　０３－６７３７－２８９０

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

住重プラントエンジニアリング株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,182,102,237	流動負債	2,176,867,564
現金及び預金	1,096,186	支払手形	672,596,666
受取手形	282,508,488	買掛金	651,775,231
売掛金	3,098,678,472	未払金	137,134,294
半製品	22,795,978	未払納付税(連結)	362,859,863
原材料	4,165,356	未払事業所税	1,887,700
貯蔵品	2,262,041	未払消費税	59,260,700
仕掛品	386,887,250	未払法人税等	107,705,400
前渡金	6,458,166	未払費用	18,847,610
前払費用	9,606,304	未払賞与	62,336,000
未収収益	302,529	前受金	96,000,000
繰延税金資産	0	預り金	1,619,100
預け金	2,319,379,201	保証工事引当金	4,845,000
未収入金	26,866,426		
その他の流動資産	21,095,840		
未収消費税	0		
固定資産	2,211,846,142	固定負債	0
有形固定資産	154,698,043		
建物及び付属設備	758,906	退職給付引当金	0
構築物	0		
機械装置	38,203,142		
工具器具備品	115,735,995	負債合計	2,176,867,564
		純資産の部	
無形固定資産	0	株主資本	6,217,080,815
施設利用権	0	資本金	50,000,000
ソフトウエア	0	資本剰余金	10,535,488
		資本準備金	0
投資その他の資産	2,057,148,099	その他資本剰余金	10,535,488
関係会社株式	0	利益剰余金	6,156,545,327
投資有価証券	0	利益準備金	12,500,000
		その他利益剰余金	6,144,045,327
長期前払費用	8,330	評価換算差額等	0
長期預け金	2,000,000,000	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	57,031,769	繰延ヘッジ損益	0
その他の投資	108,000		
		純資産合計	6,217,080,815
資産合計	8,393,948,379	負債及び純資産合計	8,393,948,379

損　益　計　算　書

〔　平成30年　4月 1日から
　平成31年　3月31日まで　〕

住重プラントエンジニアリング株式会社
（単位：円）

売上高		8,843,129,867
売上原価		7,088,076,445
売上総利益		**1,755,053,422**
販売費及び一般管理費		55,944,971
営業利益		**1,699,108,451**
営業外収益		
受取利息	4,858,084	6,325,659
固定資産売却益	1,080,063	
その他	387,512	
営業外費用		
支払利息	213,205	1,212,337
為替差損	440,402	
その他	558,730	
経常利益		**1,704,221,773**
税引前当期純利益		1,704,221,773
法人税、住民税		421,929,863
事業税		156,204,000
過年度法人税等		1,184,203
法人税等調整額		1,711,173
当期純利益		1,123,192,534

株主資本等変動計算書

［平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで］

住重プラントエンジニアリング(株)

(単位：円)

	株主資本									評価・換算差額等	
		資本剰余金			利益剰余金						
						その他利益剰余金				その他有価証券	
	資本金	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	評価差額金	純資産合計
前期末残高	50,000,000	0	10,535,488	10,535,488	12,500,000	0	5,458,852,793	5,471,352,793	5,531,888,281	0	5,531,888,281
当期変動額											
資産の継承									0		0
剰余金の配当							△ 438,000,000	△ 438,000,000	△ 438,000,000		△ 438,000,000
当期純利益							1,123,192,534	1,123,192,534	1,123,192,534		1,123,192,534
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	685,192,534	685,192,534	685,192,534	0	685,192,534
当期末残高	50,000,000	0	10,535,488	10,535,488	12,500,000	0	6,144,045,327	6,156,545,327	6,217,080,815	0	6,217,080,815

総売上原価内訳表

自　平成３０年　　４月　１日
至　平成３１年　　３月３１日

住重ﾌﾟﾗﾝﾄｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ（株）
（単位：円）

	科目	金額	摘要
直接費	材料費	2,740,973,724	
	外注費	2,022,753,434	
	経費	162,580,559	
	計	4,926,307,717	
労務費	給与手当	452,226,280	
	間接社員賞与	169,902,223	
	賞与引当金繰入額	△ 3,214,000	
	退職金	43,273,115	
	法定福利費	102,231,186	
	福利厚生費	11,138,425	
	出向人件費戻入	.0	
	雑給	0	
	計	775,557,229	
経費	補助材料費	6,379,003	
	外注費	76,165,353	
	派遣労働者費	294,171,845	
	消耗工具器具備品費	10,185,202	
	簡便償却少額資産	328,751	
	減価償却費	44,967,987	
	賃借料	53,660,674	
	修繕費	25,683,929	
	保険料	19,613,351	
	租税公課	6,909,856	
	水道光熱費	4,791,080	
	旅費交通費	85,625,858	
	接待自動車代	177,769	
	通勤費	11,759,475	
	海外渡航費	31,493,495	
	教育訓練費	4,111,428	
	通信費	28,642,177	
	交際費	12,202,985	
	支払運送費	4,986,824	
	倉庫料	1,786,937	
	会費	2,109,720	
	広告宣伝費	693,046	
	図書費	189,723	
	消耗品費	12,349,754	
	雑費	13,828,100	
	技術使用料	4,518,702	
	戻入高	△ 32,435,715	
	部門費配賦額	64,851,550	
	計	789,748,859	
	工事引当繰入戻入	3,409,000	
	工管費回収過不足	△ 324,708,869	
	工管費回収過不足期末調整	56,076,286	
	原価差額調整	361,629,285	
	販売手数料	38,930,670	
	特許料	87,842,000	
	棚卸資産評価損	△ 7,467,769	
	計	215,710,603	
	期首仕掛品	805,369,733	
	期首仕掛品（工管費）	88,961,388	
	期首仕掛計	894,331,121	
	他勘定振替	126,691,834	
	期末仕掛品	354,002,148	
	期末仕掛品（工管費）	32,885,102	
	期末仕掛計	386,887,250	
	製造原価	7,088,076,445	

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産：個別法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

②無形固定資産
定額法を採用している。
なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

（3）引当金の計上基準
①賞与引当金
翌期の賞与支給見込額のうち、その支給期間が当期に属する部分の金額は、賞与引当金として計上する。支給見込額は、直前の支給実績額に賞与のアップ率等も加味して算出する。

②保証工事引当金
製品納入後の無償修理費用の支出に備えるため過去の実績等に基づき計上している。

③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

（4）収益及び費用の計上基準
売上高および売上原価の計上方法は、着荷を完了したときに計上しているが、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

（5）消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（6）連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

2．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当該事業年度の末日における発行済株式の数並びに自己株式の数

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	1,001			1,001
合計	1,001			1,001
自己株式				
普通株式	0			0
合計	0			0

（2）配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発効日
平成30年6月25日定時株主総会	普通株式	438,000千円	437,562円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発効日
令和元年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	449,000千円	448,551円	平成31年3月31日	令和元年6月21日

附属明細書

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細
（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物及び構築物	4,557	0	3,615	183	759	518	1,277
	機械装置	48,175	537	3,900	6,609	38,203	88,269	126,472
	船舶	0	0	0	0	0	0	0
	車輌運搬具	0	0	0	0	0	0	0
	工具器具備品	154,609	1,418	2,114	38,177	115,736	96,753	212,489
	土地	0	0	0	0	0	0	0
	リース資産	0	0	0	0	0	0	0
	建設仮勘定	0	1,955	1,955	0	0	0	0
	計	207,341	3,910	11,584	44,969	154,698	185,540	340,238
無形固定資産	施設利用権	0	0	0	0	0	0	0
	ソフトウェア	0	0	0	0	0	0	0
	建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0

2．引当金の明細
（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	65,550	62,336	0	65,550	62,336
保証工事引当金	1,436	4,845	0	1,436	4,845
退職給付引当金	0	0	0	0	0

3．販売費及び一般管理費の明細
（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額
経営指導業務委託料	30,529
役員報酬	16,082
福利費	1,793
旅費・通信費	628
交際費	34
研究開発費	5,561
その他	1,318
計	55,945

上記が原本の写し相違ありません

東京都品川区西五反田7丁目25番9号
住重プラントエンジニアリング株式会社
代表取締役 松村史朗